

議案第35号

久喜市個人情報保護条例の一部を改正する条例

久喜市個人情報保護条例(平成22年久喜市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第18条第3項中「第1項の規定による決定」の次に「(以下「開示決定」という。)」を加え、同条第5項を次のように改める。

- 5 開示請求に係る公文書に市及び開示請求者以外の者(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る保有個人情報の表示その他必要な事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

第18条に次の1項を加える。

- 6 実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該保有個人情報の開示に反対の意思を表示した意見書(以下「反対意見書」という。)を提出した場合において、開示決定をするときは、当該開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間の期間を設けなければならない。この場合において、実施機関は、当該開示決定後直ちに、反対意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

第25条を次のように改める。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

- 第25条 開示決定若しくは訂正等の決定又は開示請求若しくは訂正等の請求の不作为に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項の規定は、適用しない。

第25条の次に次の2条を加える。

(審査会への諮問)

- 第25条の2 開示決定若しくは訂正等の決定又は開示請求若しくは訂正等の請求に係る不作为について、審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、久喜市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合(当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。)

- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正等を行うこととする場合
- 2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。
- 3 第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。
- (1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人という。以下同じ。)
- (2) 開示請求者又は訂正等の請求者(これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)
- (3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)
- (第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)
- 第25条の3 第18条第6項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。
- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定(開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該保有個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この条例による改正前の久喜市個人情報保護条例(以下この項において「改正前の条例」という。)第2条第2号に規定する実施機関(以下この項において「実施機関」という。)の改正前の条例第18条第1項の決定若しくは第24条第1項の決定(以下この項においてこれらを「決定」という。)又は第13条の規定による請求若しくは第21条第1項から第5項までの請求(以下この項においてこれらを「請求」という。)に係る不作為についての不服申立てであってこの条例の施行前にされた実施機関の決定又はこの条例の施行前にされた請求に係る実施機関の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

平成28年2月16日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

行政不服審査法の全部改正に伴い、久喜市個人情報保護条例に基づく開示決定等に対する審査請求について審理員による審理手続の適用除外等をしたいため、この案を提出するものであります。